

茨城労働局長登録教習機関

登録番号 56-2

登録の有効期間満了日 令和8年4月26日

(株) 安全衛生推進会茨城教育センター  
〒310-0846 茨城県水戸市東野町291-19  
TEL 029-291-6221 FAX 029-353-7915

## 「足場の組立て等作業主任者技能講習」開催のご案内

労働安全衛生法の規定に基づいて、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、登録教習機関が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者として選任することが義務づけられています。

つきましては、当教育センターは茨城労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

### 記

#### 1. 受講資格（満18歳以上からの経験）

- ①足場の組立て・解体、又は変更に関する作業に満18歳から3年以上従事した経験を有する者。
- ②学校教育法による大学、高等専門学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て・解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。
- ③商工会未加入事業所の受講も受け付けます。

#### 2. 講習日時・会場・定員・締切日

①日時 令和7年12月3日（水）～4日（木）

1日目（学科）8:30～17:00

2日目（学科）8:30～15:40 （2日間：学科13時間・修了試験1時間）

②会場 つくばみらい市商工会（茨城県つくばみらい市福田671-2）

③定員 40名（定員になり次第締め切ります）

④締切日 令和7年11月20日（木）

#### 3. 受講料及びテキスト代

●全科目 10,145円（受講料：8,000円 テキスト代：2,145円）※申込時に納付ください

#### 4. 受講申込み方法

- ・受講料
- ・受講申込書
- ・証明写真 計2枚（うち1枚申込書に貼付）  
〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの  
<講習会当日、会場へ持参するもの>
  - ・受講票
  - ・本人確認書類の写し
  - ・運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート

※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

#### 5. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推進します。

#### 6. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

## **7. 携行品**

- ・受講票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）、昼食、テキスト（初日に配布）
- ・県安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

## **8. 人材開発支援助成金**

講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局助成金事務センター」  
(029-297-7235)まで行って下さい。

## **9. 申込み受付先**

つくばみらい市商工会（茨城県つくばみらい市福田 671-2）

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、電話による受付はいたしません。

## **10. 講習時間及び講習科目**

	時 間	講習時間	昼休み・休憩	科 目
第1日目	8:30～ 8:40	10分		オリエンテーション
	8:40～11:50	3時間	休憩10分含 昼休み50分	作業の方法に関する知識
	12:40～17:00	4時間	休憩10分含	作業の方法に関する知識
第2日目	8:30～11:40	3時間	休憩10分含 昼休み50分	工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識
	12:30～14:00	1.5時間		作業者に対する教育等に関する知識
	14:10～15:40	1.5時間		関係法令
	15:50～16:50	1時間		修了試験